

**平成23年度事業シート(概要説明書)《※平成22年度実施事業》**

事業の概要	事務事業名	母子家庭等日常生活支援事業						担当部	健康福祉部			
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	子育て支援課			
	事業期間	平成16年度			～	平成30年度以降			担当係	子育て支援係		
	総合計画 分野別計 画	主目的	3 保健福祉		12 子育て支援		6 ひとり親家庭への支援をする					
		副目的										
	予算区分	款	3	項	3	目	3	大	5	中	1	
	根拠法令・個別計画	母子及び寡婦福祉法										
	実施・運営 方法	<input type="radio"/> 市が直接実施・運営				地域住民組織		<input type="radio"/> 一部又は全部委託				
				指定管理・外郭団体		名称:						
		<input type="radio"/> NPO・その他		名称: 社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会								
目的 (対象をどの様な状態にするのか)	母子家庭に対して子育て・生活支援と就労支援を行い生活の安定と向上を図る。											
内容 (手段)	<p>[子育て・生活支援の充実] 事前に登録済の家庭からの派遣依頼を受けてその必要性を判断し、家庭生活支援員を派遣する。小牧市社会福祉協議会へ委託。世帯の課税状況により一部負担金有。県3/4補助。</p> <p>[就労支援の充実] ・自立支援教育訓練給付金の支給: 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の20%(4千1円以上で10万円を上限)を支給する。国3/4補助。 ・母子家庭高等訓練促進費の支給: 母子家庭の母が、国家資格の取得を目指して看護師等の養成機関で修学する場合、修学期間の一定期間(21～23年度入学者は就学期間の全期間となる特例措置有)について訓練促進費として、非課税世帯141千円、課税世帯70.5千円を支給する。県・国3/4補助。</p>											
受益者負担	有	内容		家庭生活支援員の派遣のみ、利用者負担金有。所得水準に応じて、1時間あたり0円～300円。								

			単位	H21決算額	H22決算額	H23予算額	
	コスト	直接経費		千円	12,578	9,673	12,657
費用		正職員	従事者数	人	0.20	0.20	0.20
			人件費	千円	1,073	1,073	1,073
費用		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0
		費用合計		千円	13,651	10,746	13,730
		対前年比		%	78.7	78.7	78.7
財源	一般財源		千円	4,375	3,249	4,238	
	国・県支出金		千円	9,276	7,497	9,492	
	その他財源		千円	0	0	0	

業 績	活動指標	活動指標名	単位		H21	H22	H23	
		家庭生活支援員派遣世帯数	人	目標		5	5	5
				実績		4	5	
		教育訓練給付金受給者数	人	目標		3	3	3
				実績		2	1	
		高等訓練促進費受給者数 (目標値＝継続受給者数)	人	目標		6	4	5
	実績				11	8		
	成果指標	成果指標名	単位		H21	H22	H23	
		看護師等資格取得者数	人	目標		6	3	3
				実績		5	3	
			目標					
	実績							

事業の自己評価 (一次評価)	事業目的の達成状況	高等技能訓練促進費については、制度の周知が徹底された結果か、新入生以外の受給希望者は無かった。そのため、新規受給者4人は全て新入生であった。既に入学しているものからの申請は無かったことで、資格取得者数は目標値に到らなかった。				
	事業を廃止・休止したときの影響	母子家庭の母が看護師等の国家資格を得て就業する機会が失われる。				
	判定	B	市が実施(改善が必要)			
	判定理由	成果指数に、卒業見込み者と卒業年次に在学中の新規受給者分を見込んでいたが、在学者からの受給希望は無かったため、目標達成は出来なかった。今後は目標設定を変更する。しかし、国家資格の取得者については、実際の就業に繋がっているため、就労支援の強化は図られていると判断した。				
	今後の事業の方向性 (今後の取組み・改善計画等)	安心子ども基金を活用した上乗せ給付が平成23年度入学予定者までであるため、高等技能訓練促進費の受給希望者は今後減少傾向になると想定される。しかし、高等技能訓練促進費以外にも、ハローワークによる職業訓練給付など、資格取得に繋がる給付制度は他にもあるため、相談者のケースに応じた対応を行い、就労支援を強化する。				

二次評価	判定	B	市が実施(改善が必要)			
	判定理由	一次評価のとおり				